**議案第○号**

**岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少**

**及び組合規約の変更**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により，令和4年3月31日をもって岡山県市町村総合事務組合から竹川組合が脱退することを承認するとともに，岡山県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和○年○月○日提出

○○○市町村

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長 　○　○　○　○

岡山県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

　岡山県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

「竹川組合

大正池水利組合」

　別表第1中　　　　　　　　　を「大正池水利組合」に改める。

別表第2第3条第2号及び第3号に関する事務の項中「，竹川組合」を削る。

附　則

　この規約は，岡山県知事の許可のあった日から施行し，変更後の岡山県市町村総合事務組合規約の規定は，令和4年4月1日から適用する。

［提案理由］

　令和4年3月31日をもって竹川組合が解散することに伴い，当該組合が脱退することを承認するとともに規約を変更する必要がある。

これが，この議案を提出する理由である。